

県土整備部所管用地関係調査業務委託費設計積算歩掛（公表用）

1 用地測量

(1) 用地実測製図等の作成

1 筆毎の用地実測製図、地形図及び土地調査書を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.25	0.25	内業
測量技師補	1.0	2.50	2.50	内業

(2) 用地平面図（公開図）の作成

個人情報保護に配慮した用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.11	0.11	内業
測量技師補	1.0	0.19	0.19	内業
測量助手	1.0	0.19	0.19	内業

縮尺による変化率

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

(3) 用地平面図（個別図）の作成

1 筆毎の用地平面図を作成

10,000 m²当たり

	編成（人）	所要日数（日）	延人数（人）	備考
測量技師	1.0	0.15	0.15	内業
測量技師補	1.0	0.27	0.27	内業
測量助手	1.0	0.27	0.27	内業

(4) 土地境界立会謝金

共通仕様書〔用地調査並びに算定編〕（東北地区用地対策連絡会監修）第 39 条の規定に基づく土地の権利者の立会いを実施の際、土地の権利者に対し支払うもの。

なお、計上された金額については、諸経費の対象としない。

算定式

$$\text{土地境界立会者数} \times 5,000 \text{円}$$

(5) 建物調査積算における「調査」、「積算」分離発注

（平成 5 年 3 月 22 日建東一用第 63 号 用地第一課長通知に基づく運用）

物件調査のうち、建物調査積算について「調査」と「積算」を分離発注する場合の業務費の積算は下記のとおり行うものとする。

ア 建物の積算のみ発注する場合の歩掛補正

建物積算歩掛に建物調査外業の歩掛を 20%及び建物調査内業（図面等）の歩掛の 10%を加算し業務費を積算するものとする。

イ 建物の調査のみ発注する場合の歩掛補正

建物調査内業（図面等）の歩掛に「成果品、整理、製本他」として、技師 D「0.12」を計上し業務費を積算するものとする。

2 用地関係業務費積算基準

岩手県県土整備部所管の用地関係業務を委託に付する場合の委託費の算定に当たっては、平成 24 年 12 月 3 日以降に入札する業務から以下の基準を適用する。

(1) 用地調査

「**用地調査費等業務費積算基準（案）**」（東北地方整備局・平成 23 年 4 月 1 日改定）

(2) 工損調査

「**工損調査等業務費積算基準（案）**」（東北地方整備局・平成 24 年 4 月 1 日改定）

(3) 用地補償総合技術

「**用地補償総合技術業務費積算基準**」（東北地方整備局・平成 24 年 1 月 6 日更新）